

## 佐賀県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）第4条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

### 1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

### 2 公示事項

昭和53年5月29日又は昭和60年7月13日付けで受理した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者の審査請求については、規則第12条第1項の規定に基づき、令和8年3月24日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
松本直彦	岸川富美子	吉岡澄子	井手光昭
久米豊昭	永渕輝彰	松永初美	服部芙蓉子
東津弘人	江副美都子	久富正	江上周佑
中島よし子	武藤初子	古賀雄二	古川弘之
田崎扶美子	川浪久子	原ヨシエ	江越喜四郎
池田純子	橋本君子	田中曜子	岡本小夜子
西岡和彦	幟持敏子	八十島徳雄	岸川幸恵
三溝大助	野田八束	池田君子	布上文枝
芦原トヨ	江副清	儀間厚	千綿文子
佐田富照枝	江副チト	田中平	横田正博
山田功二	樹下史明	田中朝男	古賀幸子
古川美智子	深川眞澄	松本義則	高柳チヨノ
秀島静江	塚本達子	横田侑子	横尾初代
古川伸子	納富智恵子	藤山佐和子	山田朱美
吉岡恭子	北村晃	立花利信	西山深雪
古賀栄子	西村徹夫	御厨アサヨ	吉丸久美子
川原義巳	西山壽子	眞鍋二子	高柳純男
眞谷佐和子	鶴田茂子	大石ツタエ	立石徳子
一番ヶ瀬テルヨ	柳川敦子	福島照美	江口伸
馬原敏郎	井上カズ子	山口忠	石井溢治
野口千種	岡利子	井上タミ子	坂本光善
阿部洋子	伊藤佐代子	指山順子	渡邊輝行
山下静子	小松和子	田口清子	吉田和夫
大宮千代子	山崎俊雄	池田妙子	森久枝
馬場數衛	内田洋一郎	福富信義	浜田良秋
光武靖子	菊池武久	大島明	北村功
前田亮	平野徳彦	大串敏夫	横尾壮三
西岡尚恵	御厨順子	内野靖夫	出町恭子
久原稔子	原健次郎	古川繁雄	武藤信子
諸隈正司	百島壯	藤川英一郎	杉原豊樹
溝口利弘	徳島久義	堤幸雄	森誠
増富彰子	山田涼子	黒田勇夫	古賀俊博
牟田道子	高園五郎	中野勇	千綿康意
堤義隆	古賀豊	前田満善	龍ヶ江良尊
山崎晃	坂本敏弘	武藤薫明	南里多美子
真子達夫	前田隆則	諸田和彦	田中嘉幸
藤原徹也	北村強美	富崎秀明	古賀淳一

宮崎宣弘	諸田武彦	副島英範	江口澄子
陣内寛孝	牧邦俊	北原タツヨ	緒方清和
内田康信	野中富恵	山崎トモ子	横尾力
井口勝臣	松尾博行	小副川忠征	蒲原君代
高間陽一	水町直実	堤憲治	多々良安彦
橋本泰代	竹下ナカ子	園田文雄	片山和夫
熊野紀子	角田京子	井上隆	江頭博文
重松和三	高田幸子	堀部素	松本利三夫
牧山サトノ	山浦ミエ子	大野喜宏	伊東治義
鶴邦雄	金子正己	石丸正生	諸岡顯照
藤田千代子	大場暢兒	西野チトセ	福島新悟
秋永敦子	中里文子	山口勝己	石井靖香
藤崎春樹	宮崎淳	谷口正剛	副島登
上別府孝男	草場訴次	重美智江	山村和夫
渡辺哲男	池田京子	池田勝己	吉田登美代
家永壽美子	檜崎儀徳	内山芳子	向雅子
末武敏子	坂本伸	中溝堯雄	三好桂子
藤家充馬	音西由美子	古川千佳子	井手千恵子
齊藤弘子	前田實	藤崎健次郎	中島忠
藤崎剛	竹下和江	宮崎健朗	江口ハマ子
楠久信弘	一ノ瀬平明	小副川徹	川副邦子
小副川百合子	坂田英代	大崎章正	